

# 札幌丘珠空港パース図作成業務 仕様書

## 1 業務目的

令和4年11月に「丘珠空港の将来像」を策定して以降、その実現に向け、札幌丘珠空港緑地や空港ターミナルビルなど周辺施設も含めた調査・検討を進めている。

本業務は、周辺施設を含む空港全体の展望を整理し、関係機関等と将来イメージの共有を図ることを目的とした札幌丘珠空港のパース図を作成するものである。

## 2 業務内容

上記業務目的に照らし、丘珠空港のパース図を作成する。

### (1) 作図範囲

パース図は、以下の視点および整備パターンより、①～④の図面を作成する。

	視点	整備パターン
①	空中視点（1）	i
②		ii
③	空中視点（2）	i
④		ii

※空中視点（1）および（2）はいずれも航空写真をベースとする。

※整備パターン i：丘珠空港緑地の北東地区の活用を中心とした空港用地の拡張範囲について、ほぼ全体が空港用地として設定され、緑地機能がその周囲に維持されることを想定した場合

整備パターン ii：パターン i の途中段階として、全体の半分程度のエリア整備が進捗している状況を想定した場合

いずれのパターンにおいても滑走路延伸を見据えたものとする。

※整備パターンの詳細については委託者と別途協議すること。

### (2) パース図仕様

パース図は、以下の仕様で作成する。

- ・ フルカラー
- ・ 納品は電子媒体とし、png 画像および PDF とする。
- ・ A3 サイズ

### (3) 作図にかかる資料の提供

空中視点パース図作成にかかる航空写真は委託者より貸与する。

#### (4) 報告書作成

報告書には、上記のほか、検討の過程で整理した資料も含むものとする。

### 3 業務期間

業務着手の日から、令和7年3月28日(金)までとする。

### 4 提出書類

#### (1) 着手時

契約締結後速やかに業務実施のため担当職員との打合せを行うこと。その際に、受託者は業務計画書を委託者に提示し、了承を得ること。業務計画書については、業務概要、業務日程表、打合せ計画、その他必要事項等について記載することとする。

#### (2) 完了時

ア 業務完了届

イ 成果品

(ア) 報告書 2部

(イ) 議事録

(ウ) 電子データ一式 (PDF形式並びにWord形式(文章)及びExcel形式(表、グラフ、図等))

(エ) その他必要に応じて指示するもの

※図面作成に当たり cad を用いる場合は、dwg形式及び dxf形式にて提出すること。

### 5 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等、環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 6 特記事項

- (1) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (2) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項や、委託者より提供された資料・データ等について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (5) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (6) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (7) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (8) 本業務の成果物に関する権利は全て本市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (9) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (10) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取扱うこと。
- (11) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

## 7 関連計画等

- (1) 丘珠空港の将来像

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/okadama/rikatsuyo/rikatsuyokento.html>

- (2) 札幌丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想（案）

[https://www.city.sapporo.jp/shimin/okadama/rikatsuyo/shoraizozitsugen/documents/no5\\_renrakukyougikai\\_haihusiryoku.pdf](https://www.city.sapporo.jp/shimin/okadama/rikatsuyo/shoraizozitsugen/documents/no5_renrakukyougikai_haihusiryoku.pdf)

## 8 所管課

札幌市まちづくり政策局空港活用推進室空港担当課（石山、吉野）

電話：011-211-2357